

議会局行財政改革推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条第1項の規定に基づき、議会局の行財政改革を推進することを目的として、議会局行財政改革推進本部（以下、「局推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- （2）組織整備計画及び職員配置計画に関すること。
- （3）その他行財政改革に関すること。

（組織）

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、議会局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、議会局総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、議会局議事調査部長及び議会局総務部庶務課長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、局推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（局推進本部会議）

第5条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 局推進本部の庶務は、議会局総務部庶務課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。